

施設使用申請書

平成 年 月 日

無鄰菴管理事務所 殿

申請者 住所 _____
氏名又は _____
団体名 _____
代表者名 _____
連絡担当者 _____ TEL _____

下記の通り使用したいので申請します。

使用施設	<input type="checkbox"/> 母屋2階
	<input type="checkbox"/> 茶室
使用内容	
使用日時	平成 年 月 日() 平成 年 月 日() 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 (日間)
使用人数	
備考	

□裏面の「貸出施設利用規約」に同意し、遵守いたします。

*以下 管理事務所記入

使用料	円
使用の条件	

無鄰菴管理事務所
指定管理者: 植彌加藤造園株式会社

貸出施設利用規約

*ご利用日の6ヶ月前から10日前まで申込みを受け付けています

- ◆料金
 - 9時～12時 :3080円
 - 12時～17時 :3600円
 - 9時～17時 :5140円
- ◆制限を行う利用
 - ◇施設の破損などが憂慮される場合(大人数による利用等)
 - ◇他の利用者に迷惑を及ぼす可能性のある行為、あるいは文化財としての雰囲気を損ないかねない行為(結婚式の撮影、コスプレ撮影等)に関しては、事前に具体的な内容の説明を求め、審査のうえ可否を決定します
 - 許可する場合は、自主事業の「撮影会」と位置付け、料金の負担を求めます。
 - ◇営利が発生する行為(雑誌等の写真撮影、私的な教室開催等)については、事前の申請を求め、審査のうえ可否を決定します
 - 許可する場合は、自主事業の「撮影会」と位置付け、料金の負担を求めますが、無鄰菴のPRに効果がある場合などは料金を減免する場合があります。
- ◆利用を許可しないもの
 - ◇暴力団の活動による利用
 - ◇その他、施設の保存に適さないと思われる利用
- ◆キャンセル料
 - ◆市長が特別の理由があると認めるときを除き、利用申請者の全額負担
- ◆施設利用者の入場料
 - 貸出施設の利用者は、施設使用料以外に入場料が必要
- ◆予納・後納
 - 予納
 - ◆こちらからは求めません。基本的には現金支払いのみ
 - ◆予納の希望がある場合は受け付けます
 - 予納金の還付
 - ◆以下の場合を除き還付しません
 - ◇市長が特別の理由があると認めるとき
 - 後納
 - ◆やむを得ない事情がある場合を除き、原則として認めません
- ◆弁償等
 - ◆利用者による施設の損傷等に対しては、利用者の負担による原状回復を求めます
 - ◆ただし、やむを得ない事情がある場合は、協議によって負担を定めるものとします
- ◆利用者に課す義務
 - ◆使用権の譲渡の禁止
 - ◆施設などの変更禁止
 - ◆飲酒の禁止。なお、下記の場合のみ条件付で飲酒を認める
 - ◇無鄰菴管理事務所が、指定もしくは提携する仕出し業者から仕出しを注文する場合、1人につき瓶ビール1本(または日本酒1合)の飲酒を認める。なお、飲酒の際は文化財の保存のため、十分に注意を払ってご利用ください。泥酔状態など文化財の利用に沿わないと管理事務所が判断した場合は、使用を中断いただく場合があります
 - ◆原状回復の義務
 - ◆他の利用者に迷惑をかける行為の禁止
 - ◆喫煙・管理者が用意した機器以外での火の使用の禁止
 - ◆ペット同伴の利用の禁止 (盲導犬・介助犬は可)
 - ◆モデルを用いた私的な撮影会(管理者が許可したものを除く)等の禁止
 - ◆三脚の使用の禁止
 - ◆署名・募金活動の禁止
 - ◆法令違反にあたる行為の禁止
 - ◆その他、文化財保存にそぐわない行為等、管理者が不適と判断した場合、利用許可を取り消す場合があります

無鄰菴管理事務所
指定管理者: 植彌加藤造園株式会社